

いごんしょほかんかん
『遺言書保管官』を紹介します！

法務局の仕事は、国民の財産等の権利関係や身分関係に密接に関連した業務を行っており、直接国民の皆様と接することも多い職場です。

国民一人一人の出生から死亡までにおける様々な場面で法務局の仕事が関わっています。その中の一つに「自筆証書遺言書保管制度」があります。「自筆証書遺言書保管制度」とは、遺言者が自身で作成した遺言書を法務局で保管する制度です。

本制度を利用することにより、遺言書の紛失や隠匿等の防止を図るとともに、その存在の把握を容易にし、遺言者の最終意思の実現と相続手続の円滑化を図ることができます。加えて、相続財産に不動産が含まれる場合には、相続登記の促進の効果も期待できます。

遺言書保管官とは？

「遺言書保管官」は、自筆証書遺言書保管制度が開始されたことに伴い新設された職で、事務手続の責任者です。

遺言書保管官の仕事内容は？

自筆証書遺言の遺言書を保管する際に、民法の定める自筆証書遺言の方式について形式的な確認（全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等）を行います。

相続開始後は、相続人等に遺言書の内容が確実に伝わるよう、証明書の交付や遺言書の閲覧等に対応します。

相続人等が証明書の交付を受けたり、遺言書の閲覧をした場合には、その他の全ての相続人等へ遺言書が保管されている旨の通知をします。



遺言書ほかんガルー

本制度は、とても便利な制度です。
この制度を多くの人に知ってもらうため、
「法務局 大事な遺言書 預かります」
をテーマに市区町村やその他官公署、民間企業の協力を得ながら各種研修会等において、制度の説明を行っています。
限られた時間内で分かりやすく説明することができるように話す内容や配布資料を工夫しています。



印象に残ったことや、やりがいを感じることはありますか？

遺言書保管事務を担当するようになってから、遺言者の家族や大切な人への思いやりや愛情の深さ、後に残される人が困らないようにという配慮や幸せを祈る思いに心を打たれる場面が多々あります。

遺言者の最終意思を実現するためのお手伝いができているのかなと感じています。



～ 遺言書保管官からのメッセージ ～

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。

しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれが指摘されています。

この自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、本制度が創設されました。

高齢化の進展とともに、「終活」等が浸透しつつあると言われてはいますが、ご自身の財産をご家族や大切な方へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されている方は、ぜひ本制度をご活用ください。